

總持寺の住持制度

——特に中世における輪番住職・五院塔主・前住について——

伊藤 良久

一、はじめに

曹洞宗寺院には、独住と輪住の二つの住持制度があった。

独住は、病氣・死亡・移住等で何らかの理由がない時、期間に制限なく住職を務める方法で、現代の住持はほぼこれである。

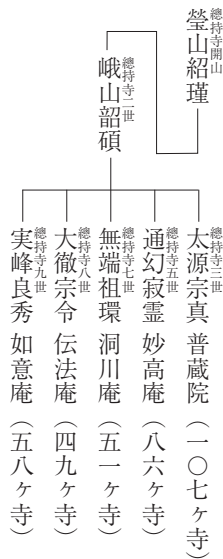
もう一つの輪住は、輪番住職の省略で、短期間で住職が交替する方法である。住職を務める期間は、一日から数年まで長短様々であった。

この輪住によって護持されてきた最も有名な寺院が、曹洞宗大本山總持寺（神奈川県横浜市鶴見区鶴見、もと石川県輪島市門前町）である。總持寺の輪住は、五院輪住制度と称されていた。五院とは、總持寺二祖峨山韶碩の直弟子五哲が山内に開創したと伝えられる塔頭寺院のことである。

この五院も輪住であった。五院は、数多くの末寺（主に五

哲門派の寺院）を有していたが、この中には五院住職（塔主）を送り出す資格がある末寺「五院輪番地」が存在した。

【五哲の法系図と五院・五院輪番地数】



輪住の第一段階では、この輪番地の中から五院それぞれの住職（塔主）が一人ずつ、合計五人選定され、この五人が、当該五院の塔主を一年間務めることになる。第二段階として、この塔主五人が交代で總持寺住職（現方丈）を務める。五院塔主を一年間務める内、五分の一の期間（七五日間）が現方

丈である。

總持寺輪住は、塔頭五院の塔主を経由して行われていたもので、五院輪住制度というのである。なお、住持期間から、「〔五院の〕住期一年にして、当住〔現方丈〕七十五日の制度」とも称されている。

ここでは、五院塔主が順次現方丈に就いたので、塔主は次の住職候補者であり、そして總持寺住職でもあった。この制度は、一六世紀後半以降に確定したようで、明治三年の輪住終了まで概ねこの仕組みで維持されてきた。

ところで、總持寺は出世道場でもあったので、上記の輪番住職の他に、瑞世（出世）による短期間の一夜住職も合わせて存在していた。瑞世は、多くの僧侶達が行わなければならぬ通過儀礼の一つである。つまり、瑞世が總持寺における初めての住職就任（初住）であり、輪住は一度目の住職を退任した後、住職経験者が就く二度目の住職（再住）ということになる。なお、この一夜住職が、總持寺の住職名簿『住山記』に記録された。

よって、五院輪住制度下においては、「瑞世（初住）↓五院塔主↓現方丈（再住）」という流れで、總持寺住職が務められていった。

本論では、近世以前、五院輪住制度が確定していく過程において、例えば五院塔主を経由して總持寺住職に就くという

流れがあったのかどうか、両者の関係や、塔主の位置づけについて見てみたいと思う。合わせて、輪住を終えた住職経験者としての前住達の動きも見てみたい。

方法としては、五院連判状や輪住請状、及び出世公文等、五院関係の資料を年代順に取り上げ、この中に連判している署名者に注目し、それを一覧にまとめながら検討を進める。そして、署名した彼らの動静を探りながら当時の總持寺住職の諸相について考察を進めたいと思う。⁽¹⁾

二、配役としての五院塔主

ここでは連判状をもとに検討する。はじめに、五院が建立されて間もなくの頃に記された「延寿堂置文」を見てみたい。これは、応永一年（一四〇八）に記された總持寺の延寿堂（病僧が休養を取る寮舎）に関する置文で、連判の形式を取る五院関係の文書の中でも、かなり古いものである。⁽²⁾

（資料一）延寿堂置文

合参百茹 在所浦上

右無外和尚与、大徹和尚、如御定、別ニ為延寿堂可設置者也、此年貢足者、毎日之堂司時分、並病僧薪宛之、冬者日二文薪一束、春夏秋三日薪一束、若有余剩者、納所

方ニ置之、可有堂司寮修造歟

応永拾五年十月二十五日

如意良受（花押）

洞川梵玖（花押）

妙高性禪（花押）

伝法元三（花押）

前総持侑籍（花押）

以下、表を作成し、署名者について検討を加えたい。なお、この表は、次のような基準で作成する。横軸は、文書中の連判順ではなくて、五院順（普蔵院、妙高庵、洞川庵、伝法庵、如意庵）とし、次に当住や前住を配していく。縦軸の「世代」は總持寺世代、「輪住年月」は初めて總持寺住持に就いた年月、「法系」は主に峨山の五哲（太源、通幻、無端、大徹、実峰）の法系である。この中には、五院の塔主として署名しながらも、總持寺住職にはならない人も存在する。彼らについては×印で示す。ちなみに、「住持間隔」の項は、連判者が文書に署名した日時と、輪住した年時との隔たりで、署名年から輪住年を引いた数字である。「▲」（マイナス）は、署名してから輪住するまでに要した期間を表す。「+」（プラス）は輪住した後で署名したことを表すので、具体的には前住である。「±〇」は、署名と輪住が同時の場合で、つまり

總持寺の住持制度（伊藤）

当住ということになる。なお世代や法系、輪住年月、出身地等については、總持寺の『住山記』³をもとに、確認出来る範囲で掲載する。

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系	出身
普蔵院						
妙高庵	性禪	×	×		通幻	
洞川庵	元三	×	×		無端	羽州
伝法庵	梵玖	三八世	一四二〇年二月	▲一二年	大徹	羽州
如意庵	良受	三三世	一四一八年三月	▲一〇年	実峰	羽州
前住	侑籍	一五世	一三九八年以降	十一〇年	実峰	播州

この置文には、五院中の普蔵院を除く四庵の塔主と前住の名が見える。伝法庵の元三は連判から一二年後の一四二〇年二月に總持寺三八世として輪住し、また如意庵の良受は連判から一〇年後の一四一八年三月に總持寺三三世として輪住している。塔主を務めてから一〇年以上経過して、ようやく總持寺住職に就いている。

他の洞川庵の梵玖と妙高庵の性禪は、二人ともついに輪住することはなかった。彼等の例を見ると、五院と總持寺輪住との因果関係はあまり見られないようである。つまり、連判した彼等は、四人とも塔主という役職（山内の配役）だけを務めた人物と考えられる。後の五院輪住制度のように、塔主

は現方丈の候補者ではなかったのかもしれない。⁽⁴⁾

一方、貝林侑籍（一四二一寂）は一四〇〇年頃の輪住であつたから、退董してほば一〇年間の経過している。退董後も、前住として山内もしくは周辺で活動していたということになる。

以下、この後に発給された五院連判状を年代順に一つ一つ検討してみたい。⁽⁵⁾

資料二「總持寺門下僧八月仏事契狀」は、總持寺開山鑒山禪師に対する開山忌仏事の間、來客の応接を停止し、客僧が到來したら俵錢（布施の財物を分与すること）で対応することが評議された際の記録で、⁽⁶⁾ 応永三一年（一四二四）に記された文書である。

（資料二）「總持寺門下僧八月仏事契狀」

應永卅一季甲辰、八月御仏事接客停止之、万一有客僧到來、可為表錢、総門下評議之

如意庵良曇（花押）
伝法庵宗堅（花押）
洞川庵韶梅（花押）
妙高庵呼鑒（花押）
普藏院道欽（花押）
永妙寺（花押）

この置文には、五院全ての塔主と当住、その他の寺院の住持（他山の住持ということ以西堂ということになろう）の連判が見える。確認できる範囲で表に示してみたい。

光明寺（花押）
正脈寺（花押）（大成宗林カ）
新豊寺（花押）
洞園寺（花押）
当住（花押）（月桂立乗カ）
龍護寺
宗円寺（花押）（瑞巖韶麟）

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系	出身
普藏院	道欽	×	×	×	太原	
妙高庵	呼鑒	×	×	×	通幻	
洞川庵	韶梅	×	×	×	無端	
伝法庵	宗堅	×	×	×	大徹	
如意庵	良曇	五八世	一四二七年五月	▲三年	実峰	加州
当住	月桂立乗	四八世	一四二四年一月	±〇年	大徹	作州
その他	大成宗林	三二世	一四一七年八月	十七年	大徹	豊後
その他	瑞巖韶麟	一三世	一三九八年以前	十二六年	実峰	能州

表のように、如意庵良曇は、如意庵の塔主を務めて三年後

に輪住している。しかし、普蔵院の道欽以下、伝法庵の宗堅までの四名は、塔主の職を勤めたが、輪住することとはなかった。前の資料一と同様、ここでの塔主は山内の一配役だったと考えられる。

資料三「一切経箱数注文」は、享徳四年（一四五五）に記された總持寺所蔵の一切経箱の点検目録である。その数は都合五八二箱、黒漆塗りで、箱ごとに文字が記されているという。

（資料三）

一切経一蔵箱数之事

都合五百八拾二箱也、

右、箱者黒漆、每箱有字

如意 宗繁（花押）

伝法 乗駿（花押）

洞川 性順（花押）

妙高 昌立（花押）

普蔵 梵康（花押）

当住 賢孝（花押）

前住 如欣（花押）

享徳四年乙亥正月廿八日

總持寺の住持制度（伊藤）

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系	出身
普蔵院	梵康	二〇九世	一四六年八月	▲六年	太原	和州
妙高庵	昌立	×	×	×	通幻	
洞川庵	性順	×	×	×	無端	
伝法庵	乗駿	二七四世	一四七五年二月	▲二〇年	大徹	
如意庵	宗繁	×	×	×	実峰	
当住	賢孝	一七九世	一四五四年十一月	十一年	通幻	薩州
前住	如欣	一六三世	一四五二年八月	十三年	通幻	越前

この資料にも、五院全ての塔主と当住、そして前住の名が見える。普蔵院梵康と伝法庵乗駿はそれぞれ六年後、二〇年後、かなり年数が経過してから輪住する。他の三名は輪住しない。やはり塔主は無関係のようである。

資料四「總持寺住持・五院等連署書状写」は、總持寺二祖峨山韶碩（一三六五年寂）の百回遠忌を翌年に控えた寛正四年（一四六三）に、正法寺に向けて送られた書状の写しである。⁽⁸⁾この年、九月一日にはその予修法要を執り行うので、正法寺には出銭と紅燭の寄進を、住職や前住等が連判して要請している。

（資料四）

龔言上、抑總持二代和尚御百年忌、相当来乙酉歲候也、御忌齋定日、雖為十月廿日、預可修酉九月十五日也、依

而任先例、御出錢并紅燭等、御奔走候者、可為肝要由、
總門中以評議令啓所、然者明年春中仁、急可願御返事候、
此趣御門中披露、恐惶敬白

寛正四癸未歲七月初四

總持当住号宝山正珍（花押影）

如意塔司

前住号中山興円（花押影）

宗春（花押影）

前住号親院宗睦（花押影）

伝法塔司

妙高前住号怡雲如欣（花押影）

真清（花押影）

普蔵前住号松山智喬（花押影）

洞川塔司

曹承（花押影）

進上正法寺御門中

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系	出身
普蔵院	松山智喬	一五五世	一四五三年一〇月	十一〇年	太源	薩州
妙高庵	怡雲如欣	一六三世	一四五二年八月	十一年	通幻	越前
洞川庵	曹承	二二六世	一四六七年一月	▲四年	無端	×
伝法庵	真清	三三三三三	一四八七年二月	▲二四年	大徹	×
如意庵	宗春	二四一世	一四六八年一〇月	▲五年	実峰	×
当住	宝山正珍	二二七世	一四六三年未定	±〇年		加州
前住	中山興円	二二三世	一四六二年八月	十一年		能州
前住	親院宗睦	一六七世	一四五三年二月	十一〇年		能州

書狀の連判部分で、上段の当住や前住達は「号」と書して

道号付きの四文字の僧名で記されている。例えば五院の中でも、普蔵院松山智喬と、妙高庵怡雲如欣の二人はそれぞれ一〇年前、一一年前に輪住を終えた總持寺の前住であるので、道号のある高僧ということであろうか。ちなみに僧名のみを記した洞川・伝法・如意的の塔主（塔司）三名は、この文書の後に輪住している。四〇五年後、そして二四年後である。こ

こでも、塔主は輪住予定者とは考えにくい。
ただ、五院の塔主という配役は、輪住経験者が務めること
もあれば、修行途上の僧達が務めることもあり、当時は幅の
ある人事だったことが分かる。

なお、当住・前住として連判している三名は、加賀や能登
の出身であるので、近隣諸国に住み、しばしば總持寺の運営
に尽力していたのであろう。

資料五「總持寺住持・五院等連署書狀写」も、峨山禪師の
遠忌に関する資料である。前資料四の要請に応え、正法寺か
らは砂金一五両が寄進されたようで、これに対して、寛正六
年（一四六五）、住持他五院が連判して送ったのがこの札状
である。

（資料五）

謹啓上、抑態遣使節、遙伝書簡、衆中同繙閱、心緒頗端
多賚乎、十五両之砂金、加于一百年之榮斎、宿徳各致歎

賞、真慈定垂靈鑑、宗門愈繁興矣、道侶永宣揚焉、至祈至禱、恐懼恐惶

菊月望日

住持 良淳（花押）

如意奉行雪岩叟脩松（花押）

伝法奉行旨山叟元宗（花押）

洞川奉行大樹叟祥棟（花押）

妙高奉行怡雲叟如欣（花押）

普藏奉行海門叟興德（花押）

進上正法寺衣鉢閣下

回章

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系	出身
普藏院	海門興德	一八八世	一四五六年一月	十九年	太源	勢州
妙高庵	怡雲如欣	一六三世	一四五二年八月	十三年	通幻	越前
洞川庵	大樹祥棟	一三八世	一四四七年一月	十八年	無端	越州
伝法庵	旨山元宗	一二五世	一四四四年一月	十一年	大徹	羽州
如意庵	雪岩脩松	一二七世	一四四五年五月	十二〇年	実峰	能州
当住	朴堂良淳	二二六世	一四六五年八月	±〇年		越中

この資料にも、五院全ての塔主と当住の名が見える。前の資料と大きく異なるのは、五院の塔主が全て輪住経験者であるという点である。

總持寺の住持制度（伊藤）

資料四での五院塔主は、いわゆる尊宿と修行僧とが混在していた。ここでは全て前住であり、近世の五院輪住制度のように、輪住経験者（瑞世の終わった前住）が五院塔主を務めるようにも見える。しかし、後述の資料八や資料九の事例のように、一四一五世紀初頭においては、塔主だけ務めているので、この資料が記された時点では、偶然、前住のみが塔主を務めていたと見るべきであろう。

ただ、妙高庵の怡雲如欣に注目すると、彼は寛正四年（一四六三）の資料四でも妙高庵の塔主として登場しているので、この時（一四六五年）まで總持寺に住していたと分かる。もっと広げれば、一六三世として輪住した一四五二年から、近隣（出身は越前である）にて總持寺運営に携わっていたとも考えられる。

資料六「總持寺五院連署書状」は、峨山禪師自筆の書状が、正法寺より總持寺に寄贈されたことに対する礼状で、永禄元年（一五五八）の記されたものである^⑩。

（資料六）

欽言上、抑当山二代和尚之御自筆到来、五院以評儀（議）焼香九拜畢、被先規之旨任、於当寺跡々御馳走可為肝要候、此趣御門中御披露、恐惶敬白、
永禄元戊午八月二日

總持寺の住持制度（伊藤）

普藏慈泉（花押）
如意瑞東（花押）
伝法閻越（花押）
洞川祖闡（花押）
妙高慶文（花押）

進上 正法寺

衣鉢閣下

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系
普藏院	慈泉	一二二七世	一五五七年八月一〇日	十一年	太源
妙高庵	慶文	絞り込めず	×		通幻
洞川庵	祖闡	一一〇六世	一五五七年六月二四日	十一年	無端
伝法庵	閻越	×	×		大徹
如意庵	瑞東	一一四二世	一五五一年七月二六日	十七年	実峰

*紙幅の都合により、不明となる出身の項目は省略した。

五院の内、伝法庵閻越を除いた四名は、一年から一一年前に輪住した前住達である。

資料七「總持寺住持・五院等連署書状」は、永祿四年（一五六一）に記された、正法寺の門末が總持寺において瑞世を
する際には、貴寺（正法寺）からの一書（推挙状）を添える
べきこと伝えた書状である。

（資料七）

寅言上、抑今度御瑞世最珍重也、就其正法寺門末向后当
寺江御出頭之儀、從貴寺御一書無焉者、寺家同心申間布
候、如先規可被守旨者也、仍連署如斯、
永祿四辛酉七月廿六日 当常住如意瑞東（花押）

伝法禪鏡（花押） 妙高文賢（花押）
洞川祖闡（花押） 普藏榮琮（花押）

進上 正法寺

衣鉢閣下

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系
普藏院	榮琮	一三〇七世	一五六〇年八月九日	十一年	太源
妙高庵	文賢	一三〇八世	一五六〇年八月一日	十一年	通幻
洞川庵	祖闡	一一〇六世	一五四七年六月二四日	十四年	無端
伝法庵	禪鏡	一一三〇世	一五六〇年九月二四日	十一年	大徹
如意庵	瑞東	一一四二世	一五五一年七月二六日	十一年	実峰
当住	瑞東	一一四二世	（再住）		実峰

*紙幅の都合により、空欄となる出身の項目は省略した。

この資料における五院の塔主は、全て住職経験者の前住で
ある。

ここで、連判をした如意庵塔主瑞東には「当常住」という記載があるので總持寺住持と考えられる。しかし『住山記』を見ると、この文書の日時と同じ七月二十六日には、一三一五世として源庵税が入寺し、「無端・月泉」という記載がある。おそらく、源庵は正法寺系統の月泉派の人物で、この文書の記載にあるように、正法寺からの推挙があつて瑞世を行ったのであろう。

とすれば、「当常住」というのは、近世期における總持寺輪住の「現方丈」と同義であろうか。前住が五院塔主を務めながら、如意庵瑞東のようにある時期は当常住（＝現方丈）を務め、その間には、源庵のような一夜住職が入寺するという形が見て取れる。この時期は、五院塔主から現方丈という輪住の流れが成立する途上とも考えられる。

ところで、塔主を一年務める間に現方丈にのぼるといふ五院輪住制度の成立は、天正一五年（一五八七）以降とされている。それは、五院中の住山記の中で最も古い『普蔵院住山記』の書き出しが天正一五年に始まるからである¹³。しかし特別に、この時期に始めたという記録があるわけではない。とすれば、成立はもう少しさかのぼれるかも知れない。ちなみに、他の四院の住山記は江戸期以降の書き出しとなる¹⁴。

ただ、ここでの瑞東は、資料六「總持寺五院連署書状」（永祿元年（一五五八））にも登場しているので、数年間は如

意庵の塔主を務め、永祿四年七月には總持寺当住になっていたことになる。やはり、制度確立以前の過渡的な時期であろう。ちなみに、洞川庵の祖闡も数年間は塔主をつとめていた。以上、連判状の検討から、五院塔主の存在を見てきた。塔主は、總持寺前住だったり、おそらくは修行僧だったり、その境遇は様々であった。つまり、塔主は、文字通りの總持寺山内で祖塔を守る主（司）という一配役であったのかも知れない。また、近世期の五院輪住制度のように、塔主から現方丈という確かな流れも見つけられなかった。

三、五院単独の輪住

近世の五院輪住制度下にあつては、五院塔主は一年間の輪住であり、瑩山禪師の忌日である八月十五日に、五院の五人が一斉に交替していた。

ここでは、中世においても、五院の塔主職が輪番で護持されていたのではないかということを、特に妙高庵の事例から見てみたい。

塔主が輪番で交代する際には、その前年に、塔主職依頼の書状である請状がとどけられていた。この請状二通が、妙高庵末（現總持寺直末）の願成寺（福井県越前市）に所蔵されている¹⁵。これらは、五院の請状としては最古の部類に入るも

のである。

はじめに資料八「妙高庵文現書状」は、長享元年（一四八七）、妙高庵の文現（未詳）が、願成寺宛てに、次期の妙高庵塔主を依頼した書状である。

（資料八）

伏上啓、抑当菴塔主職之儀、從來戊申八月十五日、相当貴寺、御門下之条、如先例、無異儀御入寺、一回無恙於被相勤者宗門大幸、何事如之哉、縷々期会部之時候条、不能詳候、此等之旨趣、於丈室近侍奏達所希、恐惶頓首

不備

（長享元年）
未ノ八月廿日

妙高庵
文現（花押）

進上 願成寺

衣鉢閣下

五 院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系
現 妙高庵	文現	×	×		通幻
次期妙高庵	天章光祐	四一八	一五〇六年三月	▲一八年	通幻

※紙幅の都合により不明となる出身の項は省略した。

これを見れば、当時の妙高庵住職は、塔主と呼称されており、八月一五日に交代していたと分かる。文中の一回中を一

年と考えれば、任期は近世と同様に一年であったと分かる。なお、発給者の文現は、住山記に記載はないので、總持寺住職は務めずに五院の塔主のみ務めた人物である。

宛先となっている天章光祐は、請状の依頼通り、長享二年（一四八八）八月から一年間、妙高庵に輪住したのであろう。ちなみに、『住山記』には、四一八世として永正三年（一五〇六）に入寺したという記録があるので、この時の塔主中は總持寺住職にはならず、五院にのみに住したということになる。

資料九「妙高庵宗花請状」は、天文一六年（一五四七）に妙高庵塔主の宗花が、願成寺規伯宛てに次期塔主を依頼した請状である。

（資料九）

妙高庵塔主職事

来戊申歳、相当御門派輪番候、先例之旨、早可有入寺者也、仍請状如件、誠恐誠惶敬白

天文十六丁未年九月五日 宗花（花押）

進上 願成寺

衣鉢閣下

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔	法系
現 妙高庵 宗花		×	×		通幻
次期 妙高庵 規伯模		一一二二世	一五四八年八月	▲一年	通幻

* 紙幅の都合により、不明となる出身の項目は省略した。

請状を發給した宗花については、資料八と同様に總持寺住山記に記載がないので、妙高庵塔主のみ務めた人物と考えられる。しかし、宛先となっている規伯は、請状を受けた翌年の天文一七年（一五四八）八月二〇日、一一二二世として總持寺住山記にその名を留めている。つまり、規伯は八月一五日から一年間の妙高庵在任期間中、總持寺住職になったということである。ただ、八月二〇日だけの一夜住職を勤めたのか、それとも、同日から總持寺住職を長期間務めたのかどうか、確定することはできない。

ちなみに、五院輪住制度下においては、現方丈への住持期間は七五日程度なので、八月一五日に五院塔主が一齊に交代すると、一人目は最初の七五日を経過した一〇月下旬頃に、二人目に引き継ぐという流れで進んで行く。そう考えると八月二〇日の入寺というのは、やや中途半端である。⁽¹⁶⁾

以上より、一四八七年以降の妙高庵の場合では、輪住依頼の請状が輪住前年に送付され、該当者は一年間塔主を務めたことが確認できた。ただ、資料四・五（一四六三〜六五）で

は、妙高庵の塔主が複数年住しているし、資料六・七（一五五八〜六一）でも、洞川庵と如意庵の塔主は複数年住している。とはいえ、五院の中でもこの時期以降の妙高庵は、一年間隔の輪番で護持されていたと考えられる。

四、總持寺を運営する前住達

總持寺住職や五院塔主について検討を進めてきたが、組織をまとめるべき立場の人々が輪番で短い期間で交代したのであれば、總持寺の体制は維持されるのであろうか。寺院の運営面も含めて、修行面や思想面などが、正しく継承され得るのか疑問である。

先に見たように、五院の塔主を何年（何期）か務めたり、輪住後も山内にとどまったと考えられるような人々の存在が明らかになった。

ここでは、前住達（輪住経験者）の動静に注目して、山内運営の事例について見てみたいと思う。特に、五院の塔主が連署せずに、その代わり多数の前住達によって作成された文書類を検討する。

資料一〇「總持寺住持職契状写」⁽¹⁷⁾は、總持寺の当住と前住達が、永享二年（一四三〇）、評議を行った際の記録である。ここでは、五門跡（五院か）による、總持寺輪住の期間につ

ちなみに、彼ら一三名が署名を行った八月一日は、瑩山
 禪師の忌日に当たるので、開山忌の折に参集して協議を行っ
 たのであろう。

諸岳山惣持禪寺住持職事

五門跡逐輪番次第，半年充可勤仕，若背此旨雖有告退之儀，次門跡不可請取之，住持違此条令無年滿者，從其門中堅可被守寺家也，然聞一住院中，不可有二住持。直饒雖相當輪番，不器用之仁者，倩別人可令補之，努力不可缺輪番者也，仍評議如件。

前任	前任	前任	前任	前任	前任	前任	前任
二四世	三五世	四〇世	四五世	六三世	六九世	七一世	當住
性秀	正祖	天閻	清良	聖柔	韶興	守勤	當住
無源派	通源派	天源派	通源派	天德派	天德派	天德派	天德派
			(花押)	(花押)	(花押)	(花押)	(花押)
前任	前任	前任	前任	前任	前任	前任	前任
三三世	三七世	四二世	四五世	五五世	六四世	七一世	當住
宗林	禪棟	梵清	契養	玄淳	宗崇	宗崇	宗崇
天德派	天德派	天德派	天德派	天德派	天德派	天德派	天德派
			(花押)	(花押)	(花押)	(花押)	(花押)

五院	僧名	世代	輪住年月	輪住間隔	法系	出身
常住	惟忠守勤	七十一世	一四三〇年八月日	±〇年	大微◎	撰州
常住	青山性秀	二四世	一四一二年一〇月	±一八年	無端	能州
常住	大成宗林	三二世	一四一七年八月	±一三年	大微	豊後
常住	直伝正祖	三五世	一四一九年三月	±一一年	通幻	丹州
常住	大林禪棟	三七世	一四一九年一月	±一一年	大微◎	肥州
常住	如仲天間	四〇世	一四二一年三月	±九年	太原	上州
常住	太容梵清	四五世	一四二二年一月	±八年	太原◎	薩州
常住	希明清良	五二世	一四二五年一月	±五年	通幻	越前
常住	浩齋契養	五三世	一四二六年三月	±四年	大微◎	肥前
常住	軟中聖柔	六三世	一四二八年九月	±二年	大微◎	丹州
常住	真化玄淳	六四世	一四二八年一月	±二年	実峰	能州
常住	雲沢韶興	六九世	一四三〇年二月	±〇年	無端	能州
常住	要津良宗	七〇世	一四三〇年五月	±〇年	実峰◎	江州

※配列は、文書の署名順ではなく、世代順とした。

それぞれの法系を見ると、太原派（普藏院系）二名、通幻派（妙高庵系）二名、無端派（洞川庵系）二名、大徹派（伝法庵系）五名、実峰派（如意庵系）二名である。ちなみに、表中の法系に◎印を付したのは、花押のある住持である。花押の有無で見れば、大徹派が若干多いようではある。近世期の五院の末寺の数で見ると、太原派や通幻派が多く、他の三派は若干少ないような印象を受けるが、一五世紀頃の趨勢で

見ると、大徹が多いという点が興味深い。ともあれ、出身地を見ると、近隣だけでなく、広範囲にわたっていると分かる。

そして、前住達が輪住してから、文書が成立した一四三〇年迄の間隔を見ると、前住青山性秀は一八年が経過し、その他の前住達を見ても数年以上経過している。開山忌の為に参集したのか、常に近隣に住していたのかは不明であるが、何か事が起きれば總持寺護持や運営の為に集合するという体制はできあがっていたのであろう。

資料一一「總持寺輪住請状」は、瑠璃光寺（山口県山口市妙高庵孫末、薩摩福昌寺末（廃寺））が所蔵する、大永五年（一五二五）の出世公文（瑞世の依頼状・請状）で、現存する最古の總持寺出世公文である。⁽¹⁸⁾

（資料一二）

諸嶽山總持禪寺住持職之事
就于当寺、修造居公文之儀、被充行圭頓書記之旨、衆評如斯

大永五^乙酉年七月廿日

前住	宗寅（花押）
前住	祖欽（花押）
前住	機淳（花押）
前住	繼通（花押）
前住	用鎮（花押）
前住	玄固（花押）
前住	祥春（花押）

總持寺の住持制度（伊藤）

進上 瑠璃光寺 衣鉢閣下
前住 齡脩（花押）
性泉（花押）

住持	僧名	世代	輪住年月	住持間隔
瑞世	圭頓書記	八一四世	一五二五年七月二〇日	±〇年
前住	宗寅	四五七世	一五〇九年閏八月二九日	±一六年
前住	祖欽	×		
前住	機淳	特定できず		
前住	玄固	特定できず		
前住	繼通	六〇五世	一五一六年四月二七日	±九年
前住	祥春	特定できず		
前住	用鎮	六〇〇世	一五一五年一〇月二〇日	±一〇年
前住	齡脩	×		
前住	性泉	五八八世	一五一五年七月七日	±一〇年

* 法系及び出身地の項目については未詳のため省略する。

これは、大永五年（一五二五）に、圭頓書記（瑠璃光寺五世悟宗圭頓、一五五五）に対して、總持寺の前住達から発給されたものである。總持寺住山記によると、圭頓は発給の日（七月二〇日）に八一四世として記録されている。瑞世と同事に請状が送られたのであろう。

なお、ここで、一夜住職（瑞世師）に請状を送ったのは、中世においては總持寺の前住達であった（近世は五院の連署になる）。

總持寺の住持制度（伊藤）

ちなみに、瑞世は出世道場の總持寺においては、一年を通して日常的に行われる儀式・法要の一つである。資料一〇の開山忌や、その他の遠忌のように、広範な地域から随喜僧が集来するような、大きな年間行事ではない。

よって、瑞世の請状に関しては、いつでも発給できるように、ここで署名している前住達は山内もしくは近隣に常時待機していたと考えられる。ここに登場する前住達の中で世代や輪住年時が確認できるのは、四五七世宗寅、五八八世性泉、六〇〇世用鎮、六〇五世継通の四名（他の五名に関しては未詳）である。彼らは輪住してから、この文書が作成時点までの九、一六年は、總持寺周辺に住していたのであろうか。

同じように前住達が署名した請状の事例を見てみたい。資料一二・一三「總持寺輪住請状」二通（資料一一同様、瑠璃光寺所蔵）は、天文一三・一四年（一五四四・五）の良模首座（同寺七世規盛良模、一五六八）への出世公文である。總持寺住山記によると、良模は一五四五年八月五日に一〇八六世として記録されている。

（資料一二）

諸嶽山總持禪寺住持職之事
就于当寺、修造居公文之儀、被充行良模首座之旨、仍衆評如斯

天文十三年甲辰

初夏二十七日

前住 繼通（花押）
前住 宗鑒（花押）
前住 玄救（花押）
前住 紹田（花押）
前住 性巖（花押）
前住 玄派（花押）

進上 瑠璃光寺 衣鉢閣下

住持	僧名	世代	輪住年月	住持間隔
瑞世	良模首座	一〇八六世	一五四五年八月五日	▲一年
前住	繼通	六〇五世	一五一六年四月二七日	十二年
前住	宗鑒	六四七世	一五一七年九月一八日	十七年
前住	玄救	一〇五五世	一五四三年八月一三日	十一年
前住	紹田	七〇三世	一五二〇年四月一日	十四年
前住	性巖	×		
前住	玄派	特定できず		

* 法系及び出身地の項目については未詳のため省略する。

資料一三「總持寺輪住請状」は、天文一四年（一五四五）の瑞世当日の請状である。

(資料一三)

諸嶽山總持禪寺住持職之事
就于当寺、修造居公文之儀、被充行良模首座之旨、仍而
衆評如斯

天文十四^{前住}乙巳年南呂初五日 乘秀^{前住}(花押)
^{前住}元養^{前住}(花押)
^{前住}文貞^{前住}(花押)
^{前住}洞俊^{前住}(花押)
繼哲^{前住}(花押)

進上 瑠璃光寺 衣鉢閣下

五院	僧名	世代	輪住年月	住持間隔
瑞世	良模首座	一〇八六世	一五四五年八月五日	±〇年
前住	乗秀	特定できず	×	
前住	元養	特定できず	×	
前住	玄易	特定できず	×	
前住	文貞	特定できず	×	
前住	繼通	六〇五世	一五一六年四月二七日	±二十九
前住	洞俊	特定できず	×	
前住	繼哲	特定できず	×	

* 法系及び出身地の項目については未詳のため省略する。

上記、資料一一、一二、一三を見ると、数多くの前住達が

總持寺の住持制度(伊藤)

署名していると分かる。この三通を通して、特に注目したいのは、「前住繼通」という人物で、三資料全てにおいて連判している。連判部分のみ拡大して見てみたい。

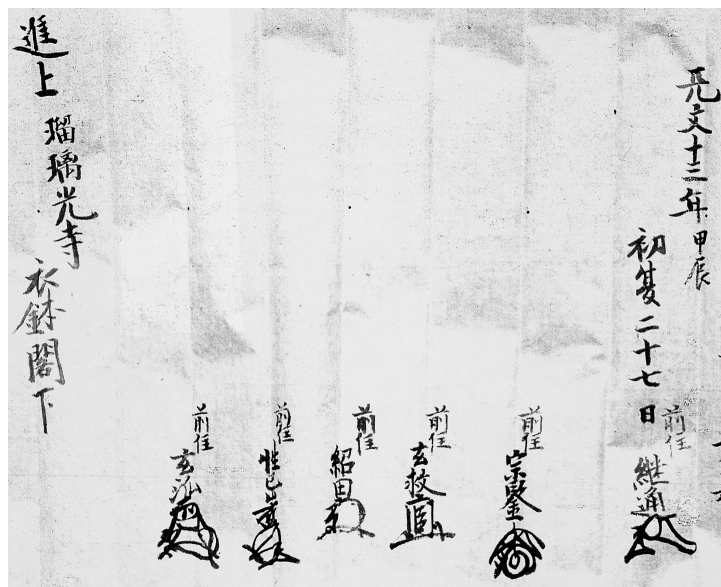
(資料一二)

大永五年(一五二五)「總持寺輪住請状」



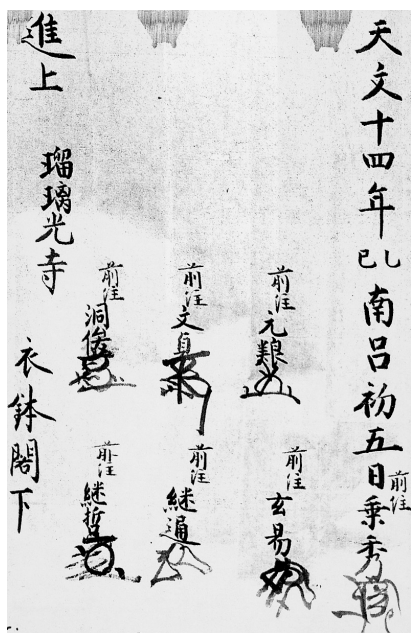
（資料一二）

天文一三年（一五四四）「總持寺輪住請狀」



（資料一三）

天文一四年（一五四五）「總持寺輪住請狀」



写真を見ると、二〇年の時を超えて同じ花押である。恐らくは同一人物であろう。

先に見たように、継通は永正一三年（一五一六）入寺の六〇五世である。とすれば、この時から、前住として署名する大永五年（一五二五）、天文一三・一四年（一五四四・四五）までのかなり長期間、少なくとも数十年は總持寺運営に携わっていたことが想像される。

繼通以外に連署している前住達も同様であったのかも知れない。輪住（もしくは瑞世）した後も、前住として山内や周辺寺院にとどまり、本山護持に尽力した人々が数多く存在したのである。

五、おわりに

以上、五院輪住制度が確立する以前の一六世紀頃までの總持寺における、五院の塔主、輪番住職、前住達について、各種資料をもとに考察を進めてきた。

まずはじめに、五院の塔主が、塔主在任中に總持寺住職になるわけではないということを確認した。塔主をつとめ暫くしてから輪住した例もあるが、五院の塔主のみを勤めた場合もあった。五院塔主から、總持寺住職（現方丈）に昇住するという流れは、中世において確立されていたわけではなく、塔主は必ずしも次期現方丈ではなかったのである。また、洞川庵や如意庵のように、塔主を長期間つとめた例もあれば、一五世紀後半以降の妙高庵の例のように、一年交替の輪住が五院の中だけで完結していたこともあった。

また、出世公文等によって確認することができるが、長期間、山内や周辺にあって本山を護持した前住達が数多く存在していたことが分かった。

中世の總持寺には、輪番住職以外にも、五院に住する塔主達、長期間山門運営をする前住達、瑞世の一夜住職、このような様々な住職達が存在していた。輪住制度も、「〔五院の〕住期一年にして、当住〔現方丈〕七十五日の制度」と呼称されるほどには整備されておらず、柔軟に行われ、山内が運営されていたと考えられる。

以上より、五院の塔主については、文書の連判を見る限り、總持寺を代表する役職だったとは考えられるが、前住や修行僧といった区別なく、守塔のために就く役職であった。五院塔主が現方丈の前段階、總持寺住職と同義にとらえられるのは一六世紀中葉以降である。

注

（1）塔主や現方丈については拙稿「五院門末寺院所藏資料に見る總持寺五院輪住制度」（『曹洞宗研究員研究紀要』四二号、二〇一二年三月）、「總持寺輪番住職と五院塔主」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一三、二〇一二年七月）。

（2）室峰梅逸『總持寺誌』（總持寺、一九六五年）一一五号文書。

（3）鶴見大学仏教文化研究所顧問富常天・同所員尾崎正善編『住山記―總持禪寺開山以来住持之次第―』。總持寺御移転百年を記念して刊行された研究成果で、開山以来、明治三年にいたる五一九八〇名の住持を記録。住持名の照合や、輪住年時、輪

住者の法系、及び出身地など大いに参考にした。

- (4) 拙稿「五院輪住制度の成立時期―總持寺・永光寺兩教団の関わりもふまえて―」（『宗学研究』四二、二〇〇〇年）。なお、納富常天「總持寺五院の成立と展開（二）」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第一六号、二〇一一年三月）五九―六〇頁の「当時からすでに總持寺輪住と妙高庵輪住が併存し、總持寺へ輪住した者は『總持寺住山記』に、妙高庵へ輪住した者は『妙高庵輪住誌』に登録したと推察される」という指摘も尤もかも知れない。

- (5) 門前町史編さん委員会編『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年三月、以下「門前町史2」と略）、曹洞宗文化財調査委員会編『曹洞宗文化財調査目録解題集』（一―七、一九九一―二〇〇六、以下「解題集」と略）、及び大久保道舟編『曹洞宗古文書』（一九七二）にて紹介されている五院関係の資料を用いたが、紙幅の都合で検討できなかったものもあるので、今後考察を進めたい。

- (6) 『門前町史2』五一頁、八〇号文書。
 (7) 『門前町史2』五四頁、八八号文書。
 (8) 『門前町史2』五六頁、九三号文書。
 (9) 『門前町史2』五六頁、九四号文書。
 (10) 『門前町史2』六三頁、一一五号文書。
 (11) 『門前町史2』六三頁、一一六号文書。

- (12) 注(3)の『住山記』二七頁。

- (13) 普藏院の住山記『普藏院住番牒』の書き出しが天正一五年（一五八七）となっている。この住山記は注(2)『總持寺誌』や納富常天「總持寺五院の成立と展開」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』一四号、二〇〇九年）にて紹介されている。

- (14) 妙高庵住山記は元和元年（一六一五）、洞川庵住山記は元禄六年（一六九三）、伝法庵住山記は元和七年（一六二一）、如意庵住山記は元和元年（一六一五）より記載される。

- (15) 『曹洞宗古文書』二〇七〇号文書「妙高菴文現書狀」、二〇七一号文書「妙高庵宗花請狀」。『解題集七 北信越管区編』では、文書一「妙高菴塔主職書狀」、文書二四「書狀」。

- (16) 前後の入寺日は、一二二世は同年八月一日（規伯の一〇日前）、一二三世は一〇月一日であった。

- (17) 『門前町史2』五二頁、八四号文書。

- (18) 資料一「解題集四 中国四国管区編」所収の瑠璃光寺資料、文書二「總持寺輪住請狀」、資料一二は同文書三「總持寺輪住請狀」、資料一三は同文書四「總持寺輪住請狀」。これらの請狀は、總持寺関係では最古の出世公文であるという。

田中宏志「禪宗寺院文書の基礎的研究―十六・十七世紀の「出世」関係史料を中心に―」（『駒澤大学禅研究所年報』一八、二〇〇七年）、同「十六・十七世紀の曹洞教団と朝廷―瑞世（出世）の問題をめぐって―」（『宗学研究』四八、二〇〇六年）に

において、請状や公文の形式について詳述されている。

(19) 継通は龍護寺(堂)(石川県羽咋郡富来町、如意庵末、如意庵輪番地) 二一世徹道継通(堂)(一五八七)と考えられる。

付記

本論で検討した福井県願成寺資料、山口県瑠璃光寺資料は、曹洞宗文化財調査委員会が収集した成果に依拠いたしました。その複製及び掲載にあたりましては、願成寺様、瑠璃光寺様よりご高配を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。